

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年4月1日
(第57期) 至 2020年3月31日

株式会社 キムラタン

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第57期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	37
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	38
第5 【経理の状況】	48
1 【連結財務諸表等】	49
2 【財務諸表等】	82
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第57期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清 川 浩 志
【本店の所在の場所】	神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
【電話番号】	078-806-8234 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木 村 裕 輔
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
【電話番号】	078-806-8234 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 木 村 裕 輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	千円	4,237,934	4,199,140	4,325,190	4,042,615	4,916,770
経常損失(△)	千円	△267,392	△320,441	△424,655	△639,451	△479,882
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	千円	△289,395	△327,385	△469,822	△654,402	△580,825
包括利益	千円	△338,223	△294,951	△473,294	△649,089	△578,466
純資産額	千円	1,604,285	1,309,330	1,232,548	1,065,497	787,774
総資産額	千円	2,814,116	2,341,287	2,418,364	2,998,650	2,805,678
1株当たり純資産額	円	1.80	14.71	12.67	9.52	6.37
1株当たり当期純損失 金額(△)	円	△0.35	△3.68	△5.11	△6.15	△5.04
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	57.0	55.9	50.5	35.2	27.4
自己資本利益率	%	—	—	—	—	—
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	千円	△202,643	△368,634	△437,025	△399,505	△375,198
投資活動による キャッシュ・フロー	千円	△20,970	△35,527	△39,758	159,934	△65,993
財務活動による キャッシュ・フロー	千円	635,476	△218,413	557,069	313,522	141,804
現金及び現金同等物 の期末残高	千円	901,400	275,862	356,083	429,763	130,318
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	人	56 (287)	53 (296)	56 (303)	81 (313)	114 (322)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第53期及び第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第55期から第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 2017年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失額(△)を算定しております。
- 5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第56期の期首から適用しており、第55期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	千円	4,235,921	4,194,620	4,291,165	4,059,644	3,863,606
経常損失(△)	千円	△248,332	△316,255	△432,349	△601,403	△482,563
当期純損失(△)	千円	△291,532	△322,857	△476,794	△640,326	△575,639
資本金	千円	1,303,408	1,303,408	1,495,503	1,738,053	1,883,656
発行済株式総数	千株	890,093	89,009	96,309	111,009	120,663
純資産額	千円	1,600,110	1,312,094	1,227,489	1,075,849	806,309
総資産額	千円	2,809,109	2,340,896	2,411,815	2,115,416	1,916,896
1株当たり純資産額	円	1.80	14.74	12.62	9.61	6.53
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	円	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 金額(△)	円	△0.35	△3.63	△5.18	△6.02	△4.99
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	57.0	56.1	50.4	50.4	41.1
自己資本利益率	%	—	—	—	—	—
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	人	50 (18)	46 (25)	46 (27)	50 (21)	55 (14)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	% %	78 (89)	78 (102)	489 (119)	300 (113)	278 (102)
最高株価	円 円	10	8	8 (70)	45	49
最低株価	円 円	6	6	6 (42)	19	20

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第53期及び第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第55期から第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4 2017年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失額(△)を算定しております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第56期の期首から適用しており、第55期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

7 2017年10月1日付で当社普通株式10株を1株の割合で併合しているため、第55期の最高・最低株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()に株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

2 【沿革】

1925年4月	創業者木村坦が神戸市において、木村坦商店の商号をもって、ベビー衣料品の製造販売を開始
1948年5月	株式会社木村坦商店を設立
1964年12月	木村坦株式会社を設立し、株式会社木村坦商店の業務を継承
1964年12月	横浜支店を開設
1964年12月	名古屋営業所を開設
1968年10月	札幌営業所を開設
1969年8月	東京支店を開設
1971年1月	名古屋営業所を移転し、名古屋支店に改称
1971年3月	神戸本社2号館を建設
1971年10月	仙台支店を開設
1972年11月	東京第2支店を開設
1973年1月	札幌営業所を移転し、札幌支店に改称
1973年2月	福岡支店を開設
1973年2月	株式額面を変更するため木村坦株式会社を休業中の興生産業株式会社に吸収合併させた上、同時に存続会社の商号を株式会社キムラタンに変更
1974年7月	神戸本社3号館を建設
1974年8月	大阪証券取引所市場第2部に株式上場
1976年12月	広島支店を開設
1977年11月	名古屋第2支店を開設
1983年6月	本社営業部ビルを神戸市ポートアイランドのファッションタウン内に建設
1984年7月	大阪証券取引所市場第1部に指定替え
1990年10月	須磨流通センターを建設
1991年4月	名古屋第2支店を名古屋支店に統合
1991年12月	横浜物流倉庫を建設
1992年4月	東京第2支店を東京支店に名称変更し、旧東京支店ビルを東京支店渋谷ビルに名称変更
1993年10月	旧東京支店渋谷ビルに東京支店の機能を移し、テーオーシービルは常設展示会場機能に特化
1994年3月	北海道地区の営業機能を東京支店に統合したため札幌支店を閉鎖
1995年3月	東京支店を改修して常設展示場を設置し、テーオーシービルの常設展示場を閉鎖
1995年8月	中国・四国・九州地区の営業機能を本社に統合したため、広島支店と福岡支店を閉鎖
1996年4月	東北地区の営業機能を東京支店に統合したため、仙台支店を閉鎖
1996年6月	中部地区の営業機能を本社に統合したため、名古屋支店を閉鎖
1999年6月	物流機能を本社営業部ビルに統合したため、須磨流通センターと横浜物流倉庫を閉鎖
2001年4月	本社機能を本社営業部ビルに統合したため、本社2号館と本社3号館を閉鎖
2004年1月	新たにIT関連事業に参入するため、E&E事業部を設立するとともに、東京支店に事務所を開設
2005年2月	中部地区以東の営業機能を本社営業部ビルに統合
2005年7月	ポートアイランド本社ビルの売却に伴い、本社機能をアーバンエース三宮ビルに移転し、物流機能はポートアイランド内の神和物流センターに移転
2005年9月	当社の75%出資子会社、利覇来科（天津）電子有限公司設立
2005年12月	オプト株式会社の株式を62.5%取得し、子会社化
2007年2月	当社の86%出資子会社、株式会社ママメディア設立 利覇来科（天津）電子有限公司の株式を25%取得し、100%完全子会社化
2007年12月	オプト株式会社の全株式を売却
2008年2月	株式会社ママメディア、利覇来科（天津）電子有限公司の閉鎖を決議
2008年4月	IT関連事業の撤退を決議
2008年9月	本社機能をポートアイランド内の神和ビルに移転
2009年11月	本社機能を神和物流センター内に移転
2010年3月	当社の100%出資子会社、株式会社キムラタンリテール設立
2012年10月	当社の100%出資子会社、上海可夢樂旦商貿有限公司を上海に設立
2013年2月	本社機能を新クレセントビル（三宮）に移転し、物流機能については全面外部委託化を実施
2018年1月	企業主導型保育園事業に参入することを決定し、当社の100%出資子会社、株式会社キムラタンフロンティアを設立
2018年4月	本社機能を水木ビルディング（神戸市中央区）に移転
2019年3月	中西(株)の株式を100%取得し、完全子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社（当社）、連結子会社4社、持分法非適用関連会社1社で構成されております。主要な事業としては、アパレル事業として、ベビー・子供服、その他衣料雑貨等の自社企画・設計による高価値・お手頃価格の製品を中心に、国内においては、GMS（総合スーパー）や百貨店等におけるインショップ（得意先売場内の自社ブランドコーナーにおいて、自社販売員が消費者に接客販売を行い、店頭在庫の管理も自社販売員が行う形態）の運営、専門店への卸販売と直営店・ネット通販による消費者への直接販売を行っております。ショップ業態における店舗運営業務について当社は連結子会社である㈱キムラタンリテールに委託しております。

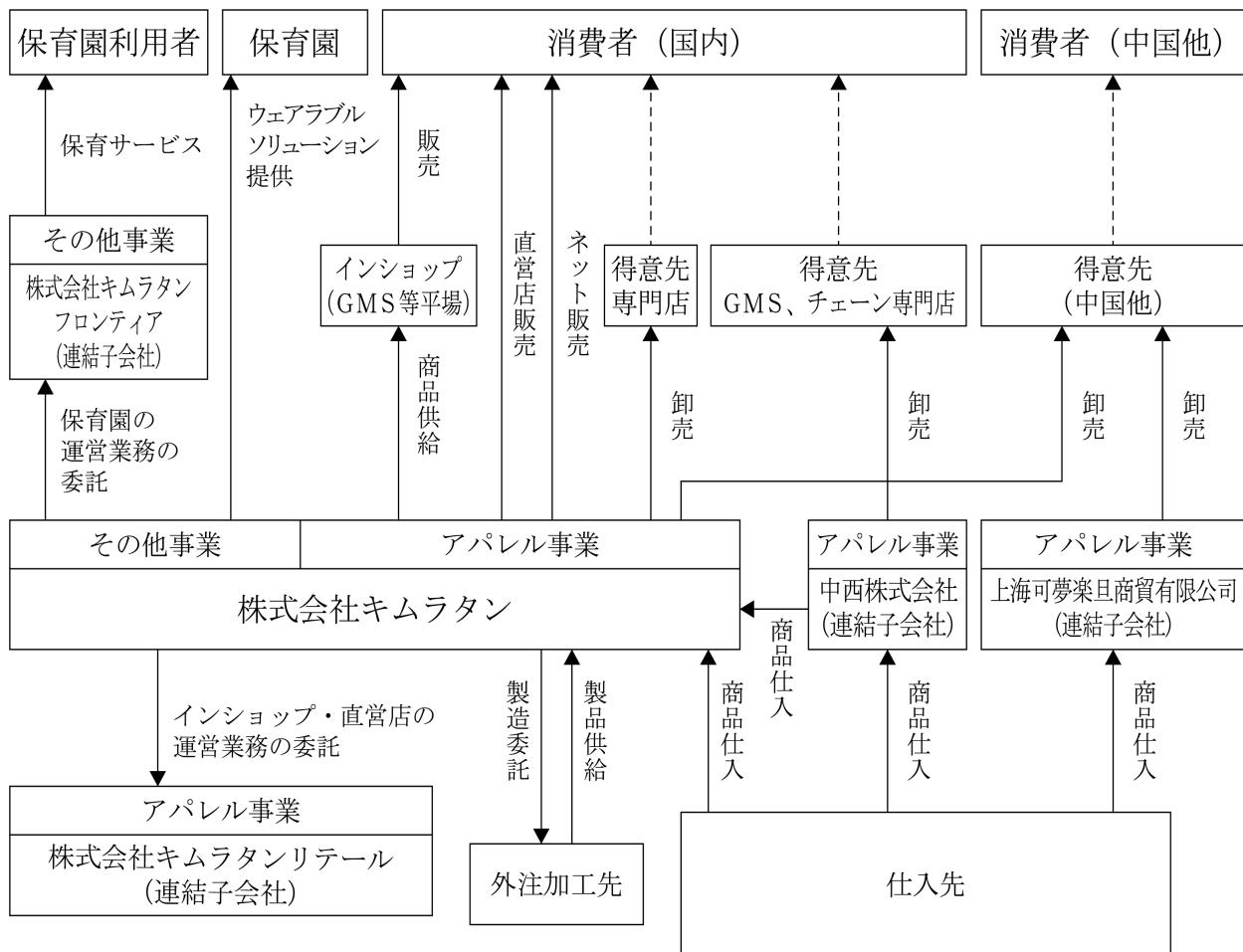
上海可夢樂旦商貿有限公司は、中国国内での卸販売を行っております。

中西㈱は、ベビー子供向けのソックス・シューズの服飾雑貨の製造を行い、主にGMSやチェーン専門店への卸売を行っております。

また当社はその他事業として、保育園事業を行っております。当社は保育園運営業務を㈱キムラタンフロンティアに委託しております。

加えて、当連結会計年度より、当社はその他事業としてウェアラブルソリューションの提供を開始しました。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社キムラタンリテ ール	兵庫県神 戸市中央 区	1,000	アパレル 事業	100.0	当社店舗の運営業務を委託しており ます。 役員の兼任等 当社役員 2名
上海可夢樂旦商貿有限公 司	中国上海 市	44,750	アパレル 事業	100.0	当社商品の販売を営んでおります。 役員の兼任等 当社役員 2名
株式会社キムラタンフロ ンティア	兵庫県神 戸市中央 区	8,000	その他事 業	100.0	当社が設置する保育所の運営業務を 委託しております。 役員の兼任等 当社役員 2名
中西株式会社 (注)3、4	大阪府東 成区	20,000	アパレル 事業	100.0	商品を仕入れ、当社が販売を行って おります。 役員の兼任等 当社役員 3名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 特定子会社に該当しております。

4 中西株式会社については、売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	1,116,566千円
	(2)経常利益	8,307千円
	(3)当期純利益	4,502千円
	(4)純資産	81,170千円
	(5)総資産	1,030,000千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル事業	78(306)
その他事業	36(16)
合計	114(322)

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 前連結会計年度末に比べ従業員数が33人増加しております。この主な理由は、その他事業である保育園事業が、4園増加したことによります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
55(14)	45.3	13.0	4,002

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル事業	53(14)
その他事業	2(—)
合計	55(14)

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社において、「キムラタン労働組合」が1976年8月に結成されております。また、2020年3月31日現在の組合員数は31人であり、現在はいずれの上部団体にも属していません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「ENJOY PARENTING, PLAY FASHION ～子育てを楽しもう、ファッションで遊ぼう～」というコンセプトを掲げ、子育て世代から信頼され、支持されるブランド構築を目指し、アパレル関連だけではなく、子育て世代のニーズを充足する商品の提供、子育て世代が求めるサービスの提供を通じて、持続的な成長を目指しております。

(2) 経営環境の認識

2021年3月期の期初においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、アパレル業界も、外出自粛要請や百貨店・大型ショッピングセンターの休業による消費の停滞など非常に大きい影響を受けました。

当社が全国に展開するショップは、総合スーパーのベビー・子供服売場内のインショップが大半であるため、休業となった店舗は限定されておりましたが（2020年4月30日現在で250店舗中28店舗が休業）、4月の緊急事態宣言発出後の消費者の外出自粛による客数減により、4月及び5月の売上高の大幅な減少等の影響を受けました。

現時点では、全ての店舗が営業を再開しておりますが、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症の影響は、幅広い産業・業種に及ぶ深刻なものであり、わが国経済が本格的に回復するには相当の時間を要すると予想され、2021年3月期の経営環境は極めて厳しい状況が続くものと考えられます。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

以上のような状況下にあっても利益を出せる体質へと変革を図るべく、損益分岐点の大幅な引き下げを図るとともに、店舗とECの融合を目指した販売戦略を実行し、収益改善を実現させてまいります。同時に在庫の削減を図りキャッシュ・フローの改善を目指してまいります。

1. 収益改善に向けた対応策

現下、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にありますが、当社グループはこのような状況下にあっても利益を出せる体質へ変革し、徹底して体質強化を図るべく、損益分岐点の大幅な引き下げとより実現可能性の高い売上強化策を実行していくとともに、キャッシュ・フローの大幅改善、黒字化を目指してまいります。

(1) 損益分岐点の引下げ

①粗利率改善

2020年秋よりブランドの統廃合、型数の絞込みを実施し、高コスト要因の排除と生産ロットの増加を図るとともに、現在進行している生産拠点シフトをさらに加速させ大幅な原価低減を図ってまいります。

②経費削減

店舗経費や配送料等の諸経費の削減に取り組み、上記の原価低減とともに変動費比率の引き下げを図ります。同時に、ブランドの統廃合による諸経費削減、本社人員配置の見直し等により、さらなる固定費削減に取り組んでいきます。

③店舗再構築

店舗のスクラップ&ビルドを加速させ、不採算要素を排除するとともに、単店舗当たりの顧客層の拡大等の取り組みにより店舗効率の向上を図り、業態としての収益性の改善につなげてまいります。

(2) 売上強化策の精度向上

①ブランド戦略

ブランド統廃合による効率化・コスト低減とともに、各ブランドのポジショニングの最適化を図るとともに、ブランディングの強化、商品企画の精度向上につなげてまいります。

さらに、昨年実施した新ブランド「n. o. u. s」の開発、「愛情設計」のリニューアルに一定の成果が見られたことを踏まえ、今後、乳児ブランドのリニューアル、既存ベビー・トドラーブランドの刷新に取り組み、顧客ニーズへの対応力を一層強化してまいります。

②店舗再構築

Baby Plazaにおいては、店舗立地、ロケーションに応じて取り扱いサイズの見直し・拡充を実施し、顧客数拡大による売上拡大を目指してまいります。

BOBSONショップにおいては、n.o.u.sやBiquette Clubなどの異なるテイストのブランド投入によりターゲット顧客層の拡大、女兒向けの品揃えの強化を図り売上増につなげてまいります。

③EC強化

リアル店舗とECの会員一元化を図り、顧客との接点を増やし購買機会の拡大につなげてまいります。

2020年度においては、ECサイトの機能強化に取り組み、顧客の買いまわり易さ、利便性の向上を図り、購買率の向上に努めてまいります。

さらに、SNSの活用やコンテンツの充実等、デジタル・マーケティングの強化にも努め、新規客の獲得と顧客の囲い込みを図ってまいります。

2. 財務体質の改善

(1) 在庫の削減とキャッシュ・フローの確保

前記の損益分岐点の大幅な引き下げ等の施策により、売上強化の精度向上、売上目標の実現可能性を高め、過去において目標と実績の乖離が在庫増を生み出した状況を解消し、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指してまいります。

(2) 運転資金確保

当社グループは、これまで、取引金融機関との緊密な関係維持に努めてまいりました。定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しており、今後も、必要な運転資金について取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主要なリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2020年6月26日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済状況・消費動向に関するリスク

当社グループは主に日本国内において事業を展開しておりますが、国内景気や個人消費の動向などの経済状態が、当社グループの業績と財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 天候に関するリスク

当社グループのアパレル事業の販売高はそれぞれの季節における天候不順に少なからず影響されます。著しい天候不順が生じた場合、消費マインドの低下を招き、業績と財政状況に悪影響を与える可能性があります。

(3) 安全性に関するリスク

当社グループは、製品の品質、安全性の確保を経営の最重要課題のひとつであると考えており、製品の製造過程において発生する可能性のある針等の危険異物等の混入などの欠陥を防ぐため、品質管理部署を設け、最新の検針器の導入や、専門機関による全品検査など安全性の向上に努めております。しかしながら、予測できない事故により製品に欠陥が生じた場合、消費者や販売先に不信感を与えるとともにブランドイメージを損ね、業績と財政状況に悪影響を与える可能性があります。

(4) 市場競争力に関するリスク

当社グループが営むアパレル事業は、品質や価格面での競争力に加え、商品の感性やファッション性、店舗演出力といった変化の激しい消費者ニーズへの対応力も競争優位性を確保する上で重要な要素となります。

当社グループではこのような市場環境におきまして、明確な商品戦略、販売戦略をもって、魅力的な製品を提供できると考えておりますが、当社グループが市場の変化を十分に予測できず、他社との競争力が後退した場合、将来における売上の低迷と収益性を低下させ、業績と財政状況に影響を与える可能性があります。

(5) 製品の仕入に関するリスク

当社グループは多くの製品を中国から仕入れております。当該国においては、急激な経済成長を背景に、政策による後押しもあって、労働者賃金の上昇など情勢の変化が顕著になっています。今後、賃金がさらに大幅に上昇した場合、製品仕入コストの上昇を招く恐れがあります。

また、賃金上昇は内陸部にも広がりを見せていることに伴い、沿岸部における労働力不足が一層深刻になる恐れもあり、その場合、著しい生産力の低下を招き、当社グループ製品の生産が困難になる可能性があります。

さらに、中国メーカーとの取引は、主として米ドル建てで行っておりますが、今後、為替相場がさらに円安となった場合、製品仕入コストの上昇を招く可能性があります。

これら仕入コストの上昇や生産力の低下が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害等に関するリスク

当社グループの本社および店舗等の事業拠点は日本に展開しております。地震、台風、洪水、津波等の自然災害、火災、停電、原子力発電所事故、戦争、テロ行為等により、事業活動の停止や施設の修繕に係る多額の費用が発生し当社グループの事業運営に重大な支障が生じた場合、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社グループを取り巻く事業環境について先行き不透明な状況が生じております。現時点では全ての店舗が営業しておりますが、今後、第2波が発生し、再び緊急事態宣言が発出された場合、一部の店舗の休業や外出自粛による客数の大幅な減少、さらには営業時間短縮等の感染拡大防止策の実行により店舗の売上が大幅に減少し、当社グループの業績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサプライチェーンについては、主要な生産地である中国国内での感染は概ね収束しており、現時点で中国における生産工場や物流への影響は収まっておりますが、中国での感染拡大が再燃し、中国における生産や物流の停滞等により商品の納期遅れ等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは、当連結会計年度において7期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において4億57百万円の営業損失及び5億80百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、以下の対応策を着実に実行することで、当該状況を早期に解消し、業績及び財務体質の改善を目指してまいります。

1. 収益改善に向けた対応策

現下、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にありますが、当社グループはこのような状況下にあっても利益を出せる体質へ変革し、徹底して体質強化を図るべく、損益分岐点の大幅な引き下げとより実現可能性の高い売上強化策を実行していくとともに、キャッシュ・フローの大幅改善、黒字化を目指してまいります。

(1) 損益分岐点の引下げ

①粗利率改善

2020年秋物よりブランドの統廃合、型数の絞込みを実施し、高コスト要因の排除と生産ロットの増加を図るとともに、現在進行している生産拠点シフトをさらに加速させ大幅な原価低減を図ってまいります。

②経費削減

店舗経費や配送料等の諸経費の削減に取り組み、上記の原価低減とともに変動費比率の引き下げを図ります。同時に、ブランドの統廃合による諸経費削減、本社人員配置の見直し等により、さらなる固定費削減に取り組んでいきます。

③店舗再構築

店舗のスクラップ&ビルドを加速させ、不採算要素を排除するとともに、単店舗当たりの顧客層の拡大等の取り組みにより店舗効率の向上を図り、業態としての収益性の改善につなげてまいります。

(2) 売上強化策の精度向上

①ブランド戦略

ブランド統廃合による効率化・コスト低減とともに、各ブランドのポジショニングの最適化を図るとともに、ブランディングの強化、商品企画の精度向上につなげてまいります。

さらに、昨年実施した新ブランド「n. o. u. s」の開発、「愛情設計」のリニューアルに一定の成果が見られたことを踏まえ、今後、乳児ブランドのリニューアル、既存ベビー・トドラーブランドの刷新に取り組み、顧客ニーズへの対応力を一層強化してまいります。

②店舗再構築

Baby Plazaにおいては、店舗立地、ロケーションに応じて取り扱いサイズの見直し・拡充を実施し、顧客数拡大による売上拡大を目指してまいります。

BOBSONショップにおいては、n. o. u. sやBiquette Clubなどの異なるテイストのブランド投入によりターゲット顧客層の拡大、女兒向けの品揃えの強化を図り売上増につなげてまいります。

③EC強化

リアル店舗とECの会員一元化を図り、顧客との接点を増やし購買機会の拡大につなげてまいります。

2020年度においては、ECサイトの機能強化に取り組み、顧客の買いまわり易さ、利便性の向上を図り、購買率の向上に努めてまいります。

さらに、SNSの活用やコンテンツの充実等、デジタル・マーケティングの強化にも努め、新規客の獲得と顧客の囲い込みを図ってまいります。

2. 財務体質の改善

(1) 在庫の削減とキャッシュ・フローの確保

前記の損益分岐点の大幅な引き下げ等の施策により、売上強化の精度向上、売上目標の実現可能性を高め、過去において目標と実績の乖離が在庫増を生み出した状況を解消し、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指してまいります。

(2) 運転資金確保

当社グループは、これまで、取引金融機関との緊密な関係維持に努めてまいりました。定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しており、今後も、必要な運転資金について取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、2019年3月に中西を連結子会社化したことにより、前年同期比21.6%増の49億16百万円と大幅な増収となりました。既存アパレル事業では、第2四半期以降は増収傾向にありましたが、暖冬による冬物販売の伸び悩みに、新型コロナウイルスの影響による消費減退が加わり、通期売上高は、前年同期比4.3%減となりました。

売上総利益率は、前年同期と比べ0.4ポイント減の48.3%となりました。これは、主として中西の連結子会社化により、相対的に粗利率の低い卸販売の割合が高まったことによるものです。既存アパレル事業においては、製造原価率の低減と持越し在庫削減による改善が見られ、売上総利益率は前年同期に対し2.2ポイントの改善となりました。以上の結果、全社売上総利益額は売上増に伴い前年同期比20.6%増の23億76百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、店舗運営体制の見直しによる経費削減やその他固定費削減、変動費比率の低減に努めた結果、既存アパレル事業の販管費は前年同期比5.7%減となりました。全体では中西の販管費が純増となったことと、ウェアラブルIoT事業関連の経費増により、前年同期比9.3%増の28億33百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は4億57百万円（前年同期は営業損失6億22百万円）となり、経常損失は4億79百万円（前年同期は経常損失6億39百万円）となりました。

加えて、赤字幅は前年同期に対して縮小してはいるものの、計画とおりの改善には至っていないことを踏まえ、保守的な前提のもと当社の店舗設備、本社設備及びソフトウェア等について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理を行い89百万円の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は5億80百万円（前年同期は当期純損失6億54百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

アパレル事業

当期におけるアパレル事業の売上高は、前年同期比21.4%増の48億50百万円となりました。

主力のBaby Plazaの既存店ベースの売上高は、前年同期比2.7%減となりました。天候不順の影響と新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2月後半からの落ち込みにより通期で減収となりましたが、新ブランド“n. o. u. s”の立ち上げと、新生児ブランド「愛情設計」のリニューアル効果により第3四半期会計期間では前年同期比4.7%増と堅調な推移となるなどの成果が見られました。

BOBSONショップの既存店ベースの売上高は、前年同期比9.8%減となりました。夏物の立ち上がりの遅れがあったものの夏物及び秋冬物の実売期では前年を上回るペースで推移いたしました。しかしながら、12月の暖冬による防寒衣料の不調が影響し累計では前期実績を下回りました。

テナントショップの既存店売上はアウトレット販売が低調であったことにより、前年同期比8.8%減となりましたが、前第2四半期以降の新規出店による店舗数増により、全店ベースでは5.6%増となりました。

当期における出退店については、Baby Plaza2店舗及びテナントショップ1店舗の新規出店と、Baby Plaza6店舗、BOBSONショップ2店舗及びテナントショップ2店舗の退店を実施し、当期末の店舗数は249店舗となりました。

以上の結果、Baby Plaza、BOBSONショップ及びテナントショップのショップ3業態の売上高は、前年同期比5.1%減の28億54百万円となりました。

ネット通販では、春物の販売が堅調に推移したことと、持ち越し在庫の販売を重点的に行ったことにより、売上高は前年同期比3.7%増の8億60百万円となりました。

専門店卸においては、市況の厳しさから受注低迷が継続しており、売上高は前年同期比44.6%減の1億8百万円となりました。

以上に加え、2019年3月に子会社化した中西の売上高が純増となっております。

その他事業

当社は、子育て応援企業をキーワードとして業容の拡大を図るべく、前期に開始した保育園事業に関連し、保育施設等における安全性の向上と保育の質の向上に貢献するとともに、本業アパレル事業とのシナジー創出を目指して、「ウェアラブルIoT技術を活用した園児見守りソリューション” cocolin”」の開発に取り組み、2020年2月よりサービスの提供を開始いたしました。

また、保育園事業では、当社設置の保育園においては、より質の高い保育サービスに努めるとともに、当期において他社が設置した4園の運営を受託することとなりました。

以上の結果、当期におけるその他事業の売上高は、主として保育事業の収入増により前年同期比42.1%増の66百万円となりました。

以上のとおり、当期の既存アパレル事業の売上高は、前年同期比4.3%の減収となり、損益については1億42百万円の赤字縮小となりましたが大幅な改善には至らず、目標値を下回る結果となりました。

今後も、アパレル業界を取り巻く環境は極めて厳しいもの予想されますが、そのような状況下においても、より確かなる事業再建を果たすべく全社で邁進してまいります。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

① 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
アパレル事業	2,577,599	30.3
その他事業	147	—
合計	2,577,746	30.3

(注) 1 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、対前年同期比については前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

2 金額は、製造原価及び仕入価額であります。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 受注実績

当社は受注生産を行っておりません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
アパレル事業	4,850,319	21.4
その他事業	66,451	42.1
合計	4,916,770	21.6

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
イオンリテール㈱	1,187,535	29.4	1,240,659	25.2

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ、65百万円減少し25億48百万円となりました。主に商品及び製品が1億66百万円増加し、現金及び預金が2億5百万円、受取手形及び売掛金が70百万円減少しました。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は前連結会計年度末に比べ1億27百万円減少し、2億57百万円となりました。主に減損損失の計上に伴い有形固定資産が61百万円、無形固定資産が13百万円減少し、投資その他の資産が保険積立金の解約により52百万円減少いたしました。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は前連結会計年度末に比べ2億79百万円増加し、13億1百万円となりました。主な要因として支払手形及び買掛金が2億49百万円、借入金が57百万円増加し、経費等の未払金が56百万円減少しました。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は前連結会計年度末に比べ1億94百万円減少し、7億16百万円となりました。主な要因は長期借入金の返済により2億5百万円減少しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比べ、2億77百万円減少し7億87百万円となりました。主として親会社株主に帰属する当期純損失5億80百万円の減少要因と第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加2億91百万円の増加要因によるものです。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1億30百万円と前年同期と比べ2億99百万円（△69.7%）の減少となりました。

資金調達においては、取引金融機関との緊密な関係維持に努めており、定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しております。加えて当連結会計年度においては2019年9月13日に第三者割当の実施と第14回新株予約権を発行し、2019年11月25日に第三者割当の実施と第15回新株予約権を発行し、総額2億60百万円の資金を調達致しました。また、当連結会計年度において第15回新株予約権の一部が行使され、総額40百万円の資金を調達致しました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、3億75百万円の支出（前連結会計年度は3億99百万円の支出）となり、前年同期と比べ支出が24百万円（△6.1%）減少しました。

税金等調整前当期純損失5億73百万円、たな卸資産の増加1億80百万円が主な減少要因であり、減価償却費24百万円、売上債権の減少69百万円、仕入債務の増加2億49百万円が主な増加要因となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、65百万円の支出（前連結会計年度は1億59百万円の収入）となり、前年同期と比べ2億25百万円減少しました。定期預金の預入による支出93百万円、店舗設備等の有形固定資産の取得8百万円、ネット通販システム等の取得6百万円の支出がありましたが、保険解約により53百万円の収入がありました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億41百万円の収入（前連結会計年度は3億13百万円の収入）となり、前年同期と比べ収入が1億71百万円（△54.8%）減少しました。これは主に借入金の減少1億47百万円、新株発行による収入2億82百万円によるものです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、運転資金需要の主なものは製品仕入のほか、店舗運営に関わる人件費や家賃等の営業費用であり、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金によって充当しております。また、新規事業の開発や新規店舗出店等にかかる設備投資資金については、借入金に加え、第三者割当増資や新株予約権の発行により調達しております。なお、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、1億30百万円となっております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内に合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うことから、実際はこれらと結果が異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大可能性やこれに伴う顧客の動向、市場に与える影響等を予想することは極めて困難ではありますが、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを行っております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

金額が僅少のため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は有形固定資産7百万円、リース資産12百万円、無形固定資産5百万円となり、その主なものは、アパレル事業の店舗設備、物流関連及びNET通販のソフトウェア(リース資産含む)の取得であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械及び装 置及び工具、 器具及び備 品	ソフト ウェア	合計	
本社(注)1 (神戸市中央 区)	アパレル事業 全社	全社管理業務、販売 業務、商品企画業 務、物流業務、シス テム関連電算設備	—	—	—	—	53 [14]
キムラタン 保育園(神戸 市中央区)	その他事業	保育園設備	—	—	—	—	2 [—]

(注) 1 建物を賃借しております。年間賃借料は14,944千円であります。

2 リース契約による主要な賃借設備は、次の通りであります。

所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
本社	アパレル事業	PC、データ処理端末一式	1,416

3 従業員数の [] は、平均臨時従業員数を外書きしております。

4 記載の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械及び装 置及び工 具、器具及 び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
中西(株)	本社(大阪 府大阪市東 成区)	アパレル 事業	管理業務、 販売業務、 商品企画 業務	25,207	1,298	57,000 (158)	10,243	93,749	20 [5]
	配送センタ ー(大阪府 大阪市東成 区)	アパレル 事業	物流業務	36,266	—	69,400 (220)	—	105,666	— [1]

(注) 1 建物を賃借しております。年間賃借料は2,400千円であります。

2 リース契約による主要な賃借設備は、次の通りであります

所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
本社	アパレル業事業	EDIシステム一式	446

- 3 従業員数の[]は、平均臨時従業員数を外書きしております。
- 4 国内子会社である株式会社キムラタンリテール及び株式会社キムラタンフロンティアには、主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
				機械及び装置及 び工具、器具及 び備品	合計	
上海可夢樂旦商貿有 限公司	上海事務所 (中国上海市)	アパレル事 業	販売業務、管理 業務事務機器	15	15	— [—]

3 【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	120,663,510	120,663,510	東京証券取引所 市場第一部	単元株式は100株であります。
計	120,663,510	120,663,510	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

①第11回新株予約権

決議年月日	2018年7月6日
新株予約権の数(個) ※	43,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月24日～2023年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)4
新株予約権の行使条件 ※	1 第11回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第11回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第11回新株予約権の全部を行使する義務を負う。 2 第11回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、単元株式数は100株。

2 (1) 第11回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,300,000株とする(第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、以下の(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第11回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第11回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②の(v)、に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 (1) 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 第11回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初45円とする。

(3) 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が第11回新株予約権の発行後、以下の②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに以下の④の(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記の(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記の(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで第11回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②の(v)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第11回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第11回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

②第12回新株予約権

決議年月日	2018年7月6日
新株予約権の数(個) ※	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月24日～2023年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)4
新株予約権の行使条件 ※	1 第12回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第12回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第12回新株予約権の全部を行使する義務を負う。 2 第12回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、単元株式数は100株。
- 2 (1) 第12回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする(第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、以下の(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第12回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第12回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 (1) 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 第12回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初65円とする。
- (3) 行使価額の調整
- ① 当社は、当社が第12回新株予約権の発行後、以下の②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに以下の④の(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記の(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記の(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第12回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②の(v)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第12回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
(i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
(iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第12回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

③第13回新株予約権

決議年月日	2018年7月6日
新株予約権の数(個) ※	20,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月24日～2023年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)4
新株予約権の行使条件 ※	1 第13回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第13回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第13回新株予約権の全部を行使する義務を負う。 2 第13回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、単元株式数は100株。

- 2 (1) 第13回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(第13回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、以下の(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第13回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第10回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 (1) 第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第13回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 第13回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初90円とする。
- (3) 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が第13回新株予約権の発行後、以下の②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに以下の④の(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (v) 上記の(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記の(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第13回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。
- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②の(v)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第13回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第13回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第13回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

④第14回新株予約権

決議年月日	2019年8月27日
新株予約権の数(個) ※	48,370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2019年9月14日～2021年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)4
新株予約権の行使条件 ※	1 本新株予約権について、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができる。 2 第14回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、単元株式数は100株。
- 2 (1) 第14回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,837,000株とする(第14回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、以下の(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第14回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第14回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第14回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(3)の②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 3 (1) 第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第14回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 第14回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、31円とする。
- (3) 行使価額の調整
- ① 当社は、当社が第14回新株予約権の発行後、以下の②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに以下の④の(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記の(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記の(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで第14回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②の(v)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第14回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第14回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 4 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
第14回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第14回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第14回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤第15回新株予約権

決議年月日	2019年11月8日
新株予約権の数(個) ※	132,535
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2019年11月26日～2022年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)4
新株予約権の行使条件 ※	第15回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債等であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類

完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、単元株式数は100株。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第15回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,913,500株とする(第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、以下の(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、第15回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(4)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(4)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(4)の②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第15回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第15回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」(注)3の(4)の②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第15回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 第15回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、32.4円とする。

(3) 行使価額の修正

第15回新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日(第15回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日に係る修正後の行使価額が18円(以下「下限行使価額」といい、以下(4)の規定を準用して調整される。)を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が第15回新株予約権の発行後、以下の②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下の④の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに以下の④の(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記の(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記の(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第15回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ (i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②の(v)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第15回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第15回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②の(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

第15回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第15回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
第15回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- (1) 第15回新株予約権の目的である株式の総数は14,913,500株、割当株式数(「(注)2. 新株予約権の目的となる株式の数」欄(1)に定義する。)は100株で確定しており、行使価額「(注)3. 新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、「(注)2. 「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第15回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 第15回新株予約権の行使価額の修正基準：第15回新株予約権の行使価額は、第15回新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値。以下同じ。)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該通知がなされた日以降、当該金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：当初18円(但し、「(注)3. 「新株予約権の行使時の払込金額」欄(4)の規定を準用して調整されることがある。)
- (5) 割当株式数の上限：第15回新株予約権の目的である株式の総数は14,913,500株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は12.7%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 第15回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄(4)に記載の行使価額の下限にて第15回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：273,513,590円(但し、第15回新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 第15回新株予約権には、当社の決定により第15回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が以下の通り設けられている。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- ① 当社は、第15回新株予約権の取得が必要であるとして、2019年11月26日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第15回新株予約権1個当たり34円の価額で、第15回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第15回新株予約権の全部を取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第15回新株予約権1個当たり34円の価額で、第15回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第15回新株予約権の全部を取得する。
- ③ 当社は、2022年11月25日において、本新株予約権1個当たり34円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
7. 権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容
当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約を締結しております。

(1) 当社による行使指定

- ① 割当日の翌取引日以降、2022年11月10日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」といいます。)ができます。ただし、2020年2月25日までの間においては、割当予定先の合意の元に、当社は行使指定を行います。
- ② 行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」といいます。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。
- (i) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- (ii) 前回の行使指定日から10取引日以上の間隔が空いており、延長された行使コミットメント期間内の日にも該当しないこと
- (iii) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- (iv) 当社の株価に重大な影響を及ぼす可能性があるると合理的に予想される事実又は実際に株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- (v) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- (vi) 当社が本買取契約の規定に違反していないこと
- ③ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から10取引日以内(以下「行使コミット期間」といいます。)に指定された本新株予約権を行使する義務を負います。

- ④ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20連続取引日又は60連続取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方の数を超えないように指定する必要があります。
 - ⑤ 行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に東京証券取引所における当社株式の株価(場中株価を含む)が下限行使価額の110%に相当する金額を下回った場合には、当該行使コミット期間は終了となります。
 - ⑥ 行使指定後、当該行使指定に係る行使コミット期間中に当社株式が取引停止となった場合、当社株式が監理銘柄に指定された場合もしくは上場廃止となった場合又は以下に記載する行使コミット期間の延長を生じさせる事由が発生したため10取引日の行使コミット期間を確保できなくなる場合は、当該コミット期間は終了となります。
 - ⑦ 行使コミット期間中に当社株式の1日あたりの出来高行使指定を行った株数の50%を下回った場合、行使コミット期間は下回った日数分、延長されます。
- (2) 割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得
- 割当予定先は、2019年11月26日以降、2022年11月24日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。また、当社は、2022年11月25日において、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。
- (3) 割当予定先による行使制限措置
- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせない。
 - ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
 - ③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容
該当事項はありません。
9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
該当事項はありません。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、第15回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第15回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第57期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	16,000	16,600
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,600,000	1,660,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	24.3	26.1
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	38	40
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	16,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	1,660,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	26.1
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	40

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年11月9日 (注)1	100,000	890,093	400,000	1,303,408	400,000	621,490
2017年10月1日 (注)2	△801,083	89,009	—	1,303,408	—	621,490
2017年10月1日～ 2017年11月27日 (注)3	7,300	96,309	192,095	1,495,503	192,095	813,585
2018年7月23日 (注)4	14,700	111,009	242,550	1,738,053	242,550	1,056,135
2019年9月13日 (注)5	6,451	117,460	99,990	1,838,043	99,990	1,156,125
2019年11月25日 (注)6	1,543	119,003	24,999	1,863,043	24,999	1,181,125
2019年12月5日～ 2020年2月26日 (注)7	1,660	120,663	20,613	1,883,656	20,613	1,201,738

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格8円 資本組入額4円

主な割当先 大都長江投資事業有限責任組合

2. 2017年6月23日開催の第54回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で当社普通株式10株を1株に併合いたしました。これにより、発行済株式総数は801,083,791株減少し、89,009,310株となっております。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 有償第三者割当 発行価格33円 資本組入額16.5円

主な割当先 (株)レゾンディレクション

5. 有償第三者割当 発行価格31円 資本組入額15.5円

主な割当先 清川浩志

6. 有償第三者割当 発行価格32.4円 資本組入額16.2円

主な割当先 Japan International Partners LLC

7. 第15回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	14	24	116	25	68	34,156	34,403	—
所有株式数(単元)	—	81,590	7,440	192,768	17,120	1,568	905,914	1,206,400	23,510
所有株式数の割合(%)	—	6.76	0.62	15.98	1.42	0.13	75.09	100.00	—

(注) 1 自己株式8,768株は、「個人その他」に87単元、「単元未満株式の状況」に68株含めて記載しています。なお、2020年3月31日現在の実質的な所有株式数は8,763株であります。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が1,055単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社レゾンディレクション	尼崎市御園町5	14,700	12.18
大都長江投資事業有限責任組合	東京都豊島区北大塚3丁目34番1号	8,984	7.45
清川浩志	神戸市東灘区	6,451	5.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,784	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	沖縄県名護市宇為又265-3	1,931	1.60
株式会社カナモリコーポレーション	神戸市兵庫区荒田町4丁目8-5	1,811	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	964	0.80
高島 美雪	大阪市城東区	909	0.75
株式会社ウィンフィールド	愛知県大府市共西町5丁目119-1	750	0.62
御所野 侃	埼玉県越谷市	730	0.61
計	—	40,017	33.17

(注) 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が105千株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,631,300	1,206,313	—
単元未満株式	普通株式 23,510	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	120,663,510	—	—
総株主の議決権	—	1,206,313	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が105,500株(議決権1,055個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キムラタン	神戸市中央区加納町2丁目 4番10号 水木ビルディング	8,700	—	8,700	0.01
計	—	8,700	—	8,700	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5	8
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	8,768	—	8,768	—

(注) 当期間における保有自己株式数には2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様のご支援にお応えするために適切な配分を行い、また、経営基盤を確保し収益向上を図るための投資を行うことが利益配分の基本であると考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。中間配当については、「当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終株主名簿に記載若しくは記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、過去の継続的な損失計上により永きに亘り無配とさせていただいております。

当事業年度におきましても損失を計上いたしましたことから、誠に遺憾ながら配当を見送りさせていただきたく存じます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、透明性が高く公正かつ効率的な経営を実現し、企業価値を向上させていくために、法令及び社会規範の遵守を前提とした、健全で機動力のある経営管理組織ならびに経営の意思決定の仕組みを構築することにあります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、社外役員として社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、経営の監督強化を図っております。

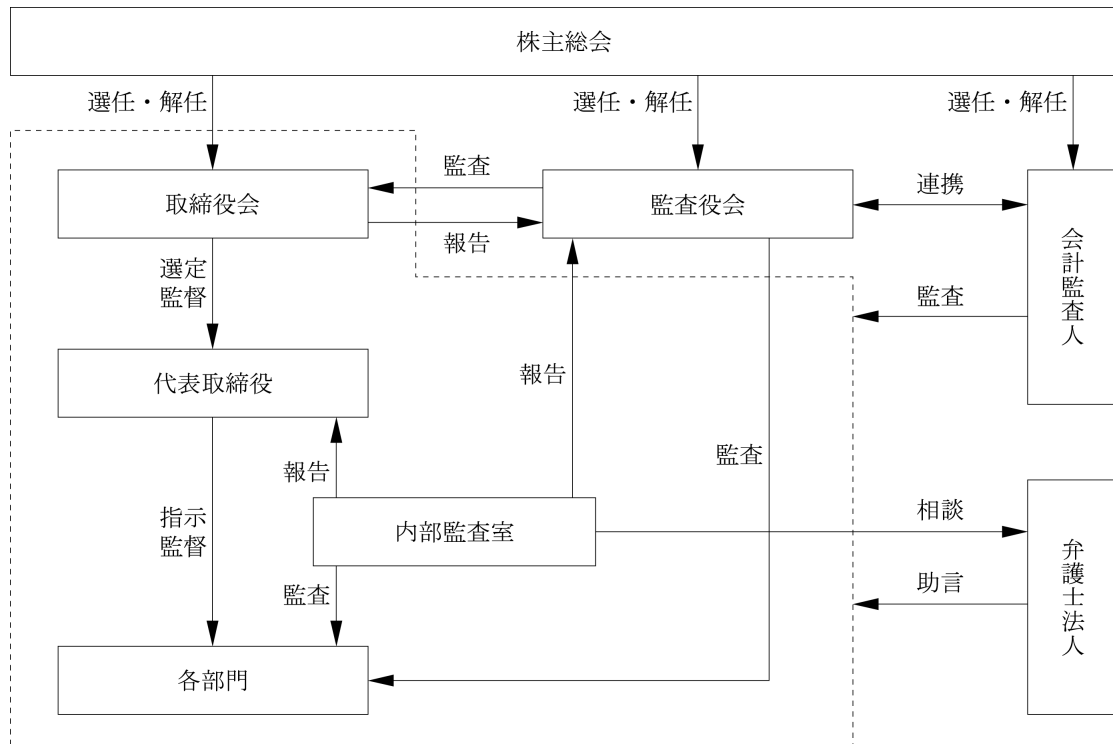
取締役会は、取締役5名（うち1名は社外取締役）で構成されており、定例取締役会を月1回及びその他必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び取締役会規則等で定められた重要事項の意思決定を行うとともに、代表取締役の業務執行状況を監督しております。

監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成され、月1回の定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役監査計画の策定、監査の実施状況、監査結果等を検討しております。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社ですが、社外取締役の選任により、「意思決定・監督機能」の機能強化を図るとともに、迅速な意思決定の実現を目指しております。現状の当社の事業規模、業種に鑑みると、現在の体制において、透明性・健全性が高く、かつ効率的な経営が実現できるものと判断しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、経営の有効性と効率性の確保、事業・財務報告の信頼性の確保、遵法・リスク管理という観点から、内部統制システムがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの認識のもとに、その確立に努めております。

取締役会が定めた「内部統制システム構築のための規則」の基本事項は次の通りであります。

コンプライアンスおよびリスク管理に関する体制整備とその遵守のために社長直轄の内部監査室を設置し、基本事項の整備とともに、内部監査を実施し改善および向上に努めます。

また、当社および当社グループを取り巻くリスクについて責任部署を定め、統括的に管理する体制を確保します。

当社および当社グループ全体に及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定め運用しております。また、採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討するとともに、全社および各事業部門の予算に基づく業績管理を行い、目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図っております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、事業に係る様々なリスクについては、それぞれの対応部署において日常的に管理しており、また、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施しております。重要なリスクが現実のものとなった場合には、代表取締役社長の指揮のもと全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めることを基本方針として定めております。

また、当社は顧問弁護士と契約を締結し、緊密な情報交換及び情報共有を行い、業務・コンプライアンス等に関する重要事項について必要に応じてアドバイスを受けております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社グループは、キムラタングループで目指すべき共通の価値観、行動基準、コンプライアンス方針をグループ全体で共有しております。

子会社のリスク管理につきましては、当社の定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとしております。

子会社において、経営上重要な決定をする場合は、当社の権限規定に準じた承認手続きを経て実行するものとしております。また、子会社の取締役は、当社の定例取締役会において、自社の経営計画の進捗状況、その他重要事項を報告するものとしております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月29日開催の第43回定時株主総会において、社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任限定契約を可能とする旨定款に定めております。

i 社外取締役との責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

ii 社外監査役との責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

iii 会計監査人との責任限定契約

会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

e. 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

f. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項

i 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ii 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議を以って、会社法第423条第1項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる旨を定款に定めております。

iii 監査役の責任免除

当社は、監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議を以って、会社法第423条に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を会社法第425条第1項第1号に規定する限度の範囲内において免除することができる旨を定款に定めております。

iv 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以って、会計監査役（会計監査人であった者を含む。）の責任を法定の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

v 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	清川 浩志	1981年1月26日生	2002年4月 2007年4月 2013年5月 2015年7月 2018年3月 2018年6月 2019年1月 2019年6月	清川建設株式会社(現株式会社レ ゾンディレクション) 取締役就任 同社代表取締役就任(現) まるき葡萄酒株式会社 代表取締役就任(現) 株式会社坐忘resort 代表取締役就任(現) 浜田株式会社 代表取締役就任(現) 株式会社室蘭カントリー倶楽部 代表取締役就任(現) 当社顧問就任 当社代表取締役就任(現)	(注)3	6,451
常務取締役	木村 裕輔	1963年9月6日生	1986年4月 1996年4月 2001年4月 2003年4月 2003年7月 2004年6月 2004年9月 2006年4月 2007年6月 2007年12月 2009年10月 2011年4月 2012年4月 2015年6月 2018年1月 2019年6月	当社入社 商品部課長 営業本部室次長 管理本部長 執行役員就任 商品企画室長 管理本部経理管理部長 業務本部財務経理部長 当社取締役就任 業務本部長(兼)財務経理システム 部長 執行役員就任 当社取締役執行役員 サポート部 管掌 当社常務取締役(財務担当)就任 (現) 上海可夢樂旦商貿有限公司董事長 就任(現) 株式会社キムラタンフロンティア 代表取締役就任(現) 株式会社キムラタンリテール代表 取締役就任(現)	(注)3	43
取締役	浅川 岳彦	1964年5月1日生	1989年4月 1995年4月 1998年4月 2002年4月 2003年7月 2004年7月 2005年6月 2006年2月 2007年12月 2009年10月 2018年1月 2019年3月 2019年6月 2019年7月	当社入社 管理本部課長 商品本部次長 業務部長 執行役員就任 社長室長 当社取締役就任 業務本部長 エレクトロニクス事業本部長 当社代表取締役就任 主席執行役員就任 株式会社キムラタンフロンティア 取締役就任(現) 中西株式会社 代表取締役会長就任(現) 当社取締役就任(現) 株式会社コウキ代表取締役就任 (現)	(注)3	24
取締役	染川 智香	1985年10月1日生	2010年4月 2015年7月 2018年3月 2019年6月	税理士荒巻政文事務所入所 清川建設株式会社(現株式会社レ ゾンディレクション)入社 同社取締役就任(現) 当社取締役就任(現)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	鈴木孝男	1944年3月25日生	1967年 1988年 1995年 1996年 1998年 2004年 2008年7月 2009年3月 2015年4月 2016年4月 2020年6月	通商産業省(現 経済産業省)入省 通商産業省機械情報産業局自動車課長 通商産業省環境立地局長 中小企業金融公庫理事 日本自動車工業会副会長兼専務理事 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事 三菱ふそうトラック・バス株式会社取締役副会長企業渉外・環境担当 同社取締役会長企業倫理・企業渉外・環境担当・CBEO 同社取締役相談役 同社相談役(現) 当社取締役就任(現)	(注) 3	—
常勤監査役	岡村秀信	1959年11月1日生	1982年4月 1998年4月 2001年4月 2004年7月 2005年6月 2007年6月 2008年2月 2009年10月 2011年6月 2012年4月 2013年10月 2015年6月	当社入社 当社ショッピング事業部副事業部長 当社百貨店事業部副事業部長 当社西日本運営部長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社常務取締役営業本部長 当社取締役辞任 当社執行役員 事業部管掌 当社取締役就任 当社専務取締役(海外担当)就任 上海可夢樂旦商貿有限公司董事長就任 当社常勤監査役就任(現) 株式会社キムラタンリテール監査役就任(現) 上海可夢樂旦商貿有限公司監事就任(現)	(注) 4	21
監査役	南靖郎	1981年4月27日生	2004年3月 2007年9月 2016年6月	関西学院大学法学部卒業 司法修習終了 弁護士登録(大阪弁護士会所属) (現) 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 当社監査役就任(現)	(注) 5	—
監査役	猪塚良弘	1964年12月20日生	1987年4月 2012年6月 2015年4月 2018年4月 2020年6月	中小企業金融公庫入庫 株式会社日本政策金融公庫 岡崎支店 中小企業事業統轄 同庫大阪支店長兼 中小企業営一事業統轄 同庫中小企業事業本部 中国地区統轄 経営戦略研究所入所(現) 当社監査役就任(現)	(注) 5	—
計						6,541

- (注) 1 取締役の鈴木孝男氏は、「社外取締役」であります。
- 2 監査役の南靖郎氏、猪塚良弘は、「社外監査役」であります。
- 3 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外役員は、社外取締役1名、社外監査役2名であります。

社外取締役鈴木孝男氏は、これまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かした有益な助言・提言に期待すべく社外取締役に選任しており、当社と同氏の間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役南靖郎氏は、弁護士としての専門知識・経験を活かした提言を受けることによる経営の健全性の確保と、実効的かつ適正な監査の実現の観点から選任しております。また当社は、同氏が所属する弁護士法人与法律顧問契約を締結しておりますが、当社と同氏の間にはそれ以外の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役猪塚良弘氏は、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かした公正かつ客観的な提言を受けることによる経営の健全性の確保と、実効的かつ適正な監査の実現の観点から選任しており、当社と同氏の間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとして社外取締役及び社外監査役を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果を遅滞なく監査役に報告することとしております。また、内部通報制度による通報の状況について、適宜監査役に報告することとしております。

社外取締役は、監査役会との意見交換を定期的実施し、監査役との情報共有、連携に努めており、また、内部監査部門の監査計画及び実施結果についても共有しております。

監査役は、定例及び臨時取締役会に出席し意見を述べるほか、その他の重要会議に出席、取締役の意見聴取や資料の閲覧等、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について幅広く監査しております。

監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜報告するとともに、業務監査の結果必要と認められる改善措置を取締役に勧告しております。

また、会計監査人とは定期的に監査計画および監査結果について打ち合わせを行い、相互連携を図りながら効果的な監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成され、定例および臨時取締役会に出席し意見を述べるほか、その他重要会議に出席、取締役の意見聴取や資料の閲覧等、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について幅広く監査しております。各部門の業務についても同様に監査を実施し、問題点の抽出および改善指導と取締役会への報告を実施しております。

監査役会は月1回の定例監査役会および必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役監査計画の策定、監査の実施状況、監査結果等を検討しております。監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜報告するとともに、業務監査の結果必要と認められる改善措置を取締役に勧告しております。

会計監査人とは定期的に監査計画および監査結果について打ち合わせを行い、相互連携を図りながら効果的な監査を実施しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数
岡村 秀信	13回
林 邦雄	12回
南 靖郎	13回

常勤監査役の主な活動としては、監査役会の議長を務めるとともに、監査役監査計画の取り纏め、取締役会やその他の重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役並びに従業員の業務執行状況等の監査役会へ報告を行っており、また社外監査役から中立的且つ客観的な意見を求めています。

② 内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、社長直轄で内部監査室（担当者1名）を設けており、業務全般について法令順守、内部統制の実効性等を監査しております。

監査の実施にあたっては内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果を遅滞なく監査役に報告することとしており、さらに内部通報制度による通報の状況について、適宜監査役に報告することとしております。また、監査役及び会計監査人と適宜情報交換を行うことで、相互連携の強化を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

清稜監査法人

b. 継続監査期間

2018年3月期以降。

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

田中 伸郎

大西 彰

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会において、監査法人評価及び選定基準を定め、これに基づき、品質・独立性・職業倫理等、総合的に判断し選定しております。

f. 監査及び監査役会における監査法人の評価

監査役及び監査役会は、清稜監査法人につきまして、監査法人評価及び選定基準に基づき、監査役会で検討を重ねた結果、当該基準を満たしており会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	14,200	—	14,200	—
連結子会社	—	—	—	—
計	14,200	—	14,200	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査方法、及び監査内容を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社役員の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、役位、職責、業績等を勘案して決定いたしております。

取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額15百万円とすることで決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額5百万円とすることで決議いただいております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長清川浩志であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬額等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	12,270	12,270	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	7,110	7,110	—	—	1
社外役員	19,380	19,380	—	—	5

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

⑤ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当社役員の報酬等の額につきましては、取締役会において、貢献度、目標達成状況等について総合的に勘案し審議を行ったうえで、最終決定を代表取締役社長に委任しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、保有目的が純投資目的である投資株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式とし、純投資目的以外の目的である投資株式とは、取引関係の維持や強化を目的とする株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、取引先との関係維持や強化、円滑な業務提携を図り、緊密な協力関係と信頼関係を構築することを保有方針としており、取締役会にて保有の合理性についてその検証及び決議がなされます。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	7,000
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、清稜監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。当社は、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また会計に関する専門機関が主催する研修会に参加するなど、会計基準等の内容を適切に把握し会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 472,236	※1 266,445
受取手形及び売掛金	※1,2 676,701	※1 606,275
電子記録債権	8,971	9,441
有価証券	13,534	-
商品及び製品	※1 1,347,767	※1 1,514,257
仕掛品	50	2,921
原材料及び貯蔵品	35,811	44,807
その他	65,092	112,157
貸倒引当金	△6,666	△8,097
流動資産合計	2,613,498	2,548,209
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1,3 239,513	※1,3 214,960
減価償却累計額	△148,029	△153,486
建物及び構築物（純額）	91,484	61,474
機械装置及び運搬具	2,937	2,937
減価償却累計額	△2,532	△2,897
機械装置及び運搬具（純額）	405	40
工具、器具及び備品	※3 266,058	※3 233,294
減価償却累計額	△223,425	△231,980
工具、器具及び備品（純額）	42,632	1,313
土地	※1 126,400	※1 126,400
リース資産	7,845	12,804
減価償却累計額	△7,845	△2,560
リース資産（純額）	-	10,243
有形固定資産合計	260,921	199,471
無形固定資産	13,961	47
投資その他の資産		
投資有価証券	7,000	21,525
破産更生債権等	19,806	22,713
繰延税金資産	2	-
その他	※1,3 107,094	※1,3 43,970
貸倒引当金	△23,635	△30,260
投資その他の資産合計	110,268	57,949
固定資産合計	385,151	257,468
資産合計	2,998,650	2,805,678

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	128,000	377,092
短期借入金	※1 306,615	※1 446,668
1年内返済予定の長期借入金	※1 285,611	※1 202,903
未払金	184,715	128,401
未払法人税等	13,408	15,936
リース債務	-	2,765
賞与引当金	-	656
ポイント引当金	8,000	7,400
その他	95,265	119,438
流動負債合計	1,021,615	1,301,262
固定負債		
長期借入金	※1 904,511	※1 699,184
リース債務	-	8,296
資産除去債務	424	1,525
その他	6,600	7,633
固定負債合計	911,536	716,640
負債合計	1,933,152	2,017,903
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,738,053	1,883,656
資本剰余金	1,056,135	1,201,738
利益剰余金	△1,744,286	△2,325,111
自己株式	△4,238	△4,238
株主資本合計	1,045,663	756,044
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	65
繰延ヘッジ損益	590	3,260
為替換算調整勘定	9,974	9,598
その他の包括利益累計額合計	10,565	12,924
新株予約権	9,269	18,805
純資産合計	1,065,497	787,774
負債純資産合計	2,998,650	2,805,678

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	4,042,615	4,916,770
売上原価	※1 2,072,510	※1 2,540,333
売上総利益	1,970,104	2,376,437
販売費及び一般管理費	※2,3 2,592,136	※2,3 2,833,813
営業損失(△)	△622,031	△457,375
営業外収益		
受取利息	26	29
受取配当金	10	225
為替差益	306	6,492
その他	4,679	12,887
営業外収益合計	5,022	19,634
営業外費用		
支払利息	8,837	24,217
株式交付費	6,297	8,395
借入手数料	-	1,000
その他	7,306	8,528
営業外費用合計	22,442	42,141
経常損失(△)	△639,451	△479,882
特別利益		
負ののれん発生益	※4 26,682	-
特別利益合計	26,682	-
特別損失		
固定資産除却損	※5 0	※5 292
投資有価証券評価損	-	2,790
たな卸資産評価損	15,174	-
減損損失	※6 13,402	※6 89,153
本社移転費用	2,237	-
災害による損失	5,758	1,283
特別損失合計	36,573	93,519
税金等調整前当期純損失(△)	△649,342	△573,402
法人税、住民税及び事業税	5,060	7,420
法人税等調整額	-	2
法人税等合計	5,060	7,423
当期純損失(△)	△654,402	△580,825
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△654,402	△580,825

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失 (△)	△654,402	△580,825
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	65
繰延ヘッジ損益	6,648	2,669
為替換算調整勘定	△1,335	△376
その他の包括利益合計	※1 5,313	※1 2,358
包括利益	△649,089	△578,466
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△649,089	△578,466
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,495,503	813,585	△1,089,884	△4,237	1,214,965
当期変動額					
新株の発行	242,550	242,550			485,100
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△654,402		△654,402
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	242,550	242,550	△654,402	△0	△169,302
当期末残高	1,738,053	1,056,135	△1,744,286	△4,238	1,045,663

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	△6,057	11,309	5,252	12,330	1,232,548
当期変動額						
新株の発行						485,100
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△654,402
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	6,648	△1,335	5,313	△3,061	2,252
当期変動額合計	-	6,648	△1,335	5,313	△3,061	△167,050
当期末残高	-	590	9,974	10,565	9,269	1,065,497

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,738,053	1,056,135	△1,744,286	△4,238	1,045,663
当期変動額					
新株の発行	145,603	145,603			291,207
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△580,825		△580,825
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	145,603	145,603	△580,825	△0	△289,618
当期末残高	1,883,656	1,201,738	△2,325,111	△4,238	756,044

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	590	9,974	10,565	9,269	1,065,497
当期変動額						
新株の発行						291,207
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△580,825
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	2,669	△376	2,358	9,536	11,895
当期変動額合計	65	2,669	△376	2,358	9,536	△277,722
当期末残高	65	3,260	9,598	12,924	18,805	787,774

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△649,342	△573,402
減価償却費	27,727	24,175
減損損失	13,402	89,153
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,394	8,219
賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	656
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△300	△600
受取利息及び受取配当金	△36	△255
支払利息	8,837	24,217
為替差損益 (△は益)	0	△3
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	2,790
固定資産除却損	0	292
災害損失	5,758	1,283
負ののれん発生益	△26,682	-
売上債権の増減額 (△は増加)	81,579	69,632
たな卸資産の増減額 (△は増加)	126,457	△180,007
仕入債務の増減額 (△は減少)	40,841	249,092
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	4,001	△2,907
その他	△19,491	△56,440
小計	△385,850	△344,101
利息及び配当金の受取額	36	255
利息の支払額	△10,621	△25,216
法人税等の支払額	△3,069	△6,136
営業活動によるキャッシュ・フロー	△399,505	△375,198
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△93,653
有形固定資産の取得による支出	△24,725	△8,227
無形固定資産の取得による支出	△3,135	△6,365
投資有価証券の取得による支出	-	△8,277
保険積立金の解約による収入	-	53,358
その他の支出	△9,018	△2,879
その他の収入	3,631	51
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 193,183	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	159,934	△65,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,000	255,000
短期借入金の返済による支出	△95,416	△114,947
長期借入れによる収入	45,000	-
長期借入金の返済による支出	△116,802	△288,035
株式の発行による収入	478,802	282,246
新株予約権の発行による収入	9,269	10,101
自己新株予約権の取得による支出	△12,330	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	△2,560
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	313,522	141,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	△272	△57
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	73,679	△299,444
現金及び現金同等物の期首残高	356,083	429,763
現金及び現金同等物の期末残高	※1 429,763	※1 130,318

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループでは、当連結会計年度において7期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において4億57百万円の営業損失及び5億80百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、以下の対応策を着実に実行することで、当該状況を早期に解消し、業績及び財務体質の改善を目指してまいります。

1. 収益改善に向けた対応策

現下、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にあります。当社グループはこのような状況下にあっても利益を出せる体質へ変革し、徹底して体質強化を図るべく、損益分岐点の大幅な引き下げとより実現可能性の高い売上強化策を実行していくとともに、キャッシュ・フローの大幅改善、黒字化を目指してまいります。

(1) 損益分岐点の引下げ

①粗利率改善

2020年秋物よりブランドの統廃合、型数の絞込みを実施し、高コスト要因の排除と生産ロットの増加を図るとともに、現在進行している生産拠点シフトをさらに加速させ大幅な原価低減を図ってまいります。

②経費削減

店舗経費や配送料等の諸経費の削減に取り組み、上記の原価低減とともに変動費比率の引き下げを図ります。同時に、ブランドの統廃合による諸経費削減、本社人員配置の見直し等により、さらなる固定費削減に取り組んでいきます。

③店舗再構築

店舗のスクラップ&ビルドを加速させ、不採算要素を排除するとともに、単店舗当たりの顧客層の拡大等の取り組みにより店舗効率の向上を図り、業態としての収益性の改善につなげてまいります。

(2) 売上強化策の精度向上

①ブランド戦略

ブランド統廃合による効率化・コスト低減とともに、各ブランドのポジショニングの最適化を図るとともに、ブランディングの強化、商品企画の精度向上につなげてまいります。

さらに、昨年実施した新ブランド「n. o. u. s」の開発、「愛情設計」のリニューアルに一定の成果が見られたことを踏まえ、今後、乳児ブランドのリニューアル、既存ベビー・トドラーブランドの刷新に取り組み、顧客ニーズへの対応力を一層強化してまいります。

②店舗再構築

Baby Plazaにおいては、店舗立地、ロケーションに応じて取り扱いサイズの見直し・拡充を実施し、顧客数拡大による売上拡大を目指してまいります。

BOBSONショップにおいては、n. o. u. sやBiquette Clubなどの異なるテイストのブランド投入によりターゲット顧客層の拡大、女兒向けの品揃えの強化を図り売上増につなげてまいります。

③EC強化

リアル店舗とECの会員一元化を図り、顧客との接点を増やし購買機会の拡大につなげてまいります。

2020年度においては、ECサイトの機能強化に取り組み、顧客の買いまわり易さ、利便性の向上を図り、購買率の向上に努めてまいります。

さらに、SNSの活用やコンテンツの充実等、デジタル・マーケティングの強化にも努め、新規客の獲得と顧客の囲い込みを図ってまいります。

2. 財務体質の改善

(1) 在庫の削減とキャッシュ・フローの確保

前記の損益分岐点の大幅な引き下げ等の施策により、売上強化の精度向上、売上目標の実現可能性を高め、過去において目標と実績の乖離が在庫増を生み出した状況を解消し、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指してまいります。

(2) 運転資金確保

当社グループは、これまで、取引金融機関との緊密な関係維持に努めてまいりました。定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しており、今後も、必要な運転資金について取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社キムラタンリテール

株式会社キムラタンフロンティア

上海可夢樂旦商貿有限公司

中西株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

上海燕坦制衣有限公司

連結の範囲から除いた理由

小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

上海燕坦制衣有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社(上海燕坦制衣有限公司)は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

上海可夢樂旦商貿有限公司 12月31日

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より連結子会社の中西株式会社の決算日を6月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの : 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

② デリバティブ : 時価法

- ③ たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品

季節商品 : 個別法

定番商品 : 総平均法

仕掛品 : 個別法

原材料及び貯蔵品 : 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物及び構築物 6～15年

工具、器具及び備品 4～10年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

- ③ ポイント引当金

当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用の発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細な
ガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting
Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、
主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組み
が行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法
を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを
基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較
可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり
ます。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1
号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって
有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企
業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表され
たものです。企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するの
ではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、
開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかなる場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の
10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前
連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4,985千円は、
「為替差益」306千円、「その他」4,679千円として組み替えております。

（追加情報）

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症により、店舗の営業時間短縮や休業による売上の減少等の影響を受
けております。

緊急事態宣言は解除されたものの収束時期等を予測することは困難であることから、当社グループでは当該感染症
による影響は一定期間続くと仮定し、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを会計
処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会
計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表関係）

※1 担保資産

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
定期預金	82,934千円	135,935千円
受取手形及び売掛金	87,989	52,640
商品及び製品	1,072,945	1,185,273
建物	64,144	61,456
土地	126,400	126,400
保険積立金	53,358	—
合計	1,487,773	1,561,705

(2) 担保資産に対応する債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	302,031千円	241,668千円
1年内返済予定の長期借入金	96,432	91,945
長期借入金	354,212	262,267
合計	752,675	595,880

※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	813千円	一千円

※3 圧縮記帳額

助成金により有形固定資産の取得価額から減額している圧縮記帳額及びその内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	16,199千円	16,199千円
工具、器具及び備品	8,812	8,812
合計	25,012	25,012

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	6,809千円	12,326千円

※2 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付費用	7,336千円	7,352千円
ポイント引当金繰入額	12,747	13,570
給料及び手当	706,203	815,459
賃借料	787,563	752,577
支払手数料	415,617	494,640
貸倒引当金繰入額	4,974	10,183

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	30,468千円	263千円

※4 負ののれん発生益

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、中西株式会社の全株式を取得したことに伴い、負ののれん発生益26,682千円を計上しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※5 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	0千円	292千円
機械装置及び運搬具	0	—
工具、器具及び備品	0	—
計	0	292

※6 減損損失

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡県福岡市他	アパレル事業店舗	工具、器具及び備品

当社グループは、資産を事業別および取引販路別にグルーピングを行っております。ただし独立したキャッシュ・フローを生み出すものと認められる遊休資産については、個別のグルーピングとしております。また、本社設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当連結会計年度において、収益性が低下しているアパレル事業の店舗及びその他の固定資産について、投資額の回収が見込めなくなったため、13,402千円を減損損失として特別損失を計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品13,402千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
兵庫県神戸市他	アパレル事業店舗	建物及び構築物	17,281
		工具、器具及び備品	28,675
		ソフトウェア	6,563
		長期前払費用	1,402
		その他	7,067
兵庫県神戸市	その他事業用資産	建物及び構築物	4,624
		工具、器具及び備品	1,931
		ソフトウェア	1,844
兵庫県神戸市	共用資産	建物及び構築物	7,318
		機械装置及び運搬具	0
		工具、器具及び備品	4,527
		商標権	41
		ソフトウェア	5,728
		長期前払費用	2,145
合計			89,153

当社グループは、資産を事業別および取引販路別にグルーピングを行っております。また、本社設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当連結会計年度において、全社の収益性が低下したことを受けてアパレル事業店舗、その他事業用資産及び共用資産について、投資額の回収が見込めなくなったため、89,153千円を減損損失として、特別損失を計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	—	98
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	98
税効果額	—	△33
その他有価証券評価差額金	—	65
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	6,908	3,845
組替調整額	—	—
税効果調整前	6,908	3,845
税効果額	△260	△1,175
繰延ヘッジ損益	6,648	2,669
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,335	△376
その他の包括利益合計	5,313	2,358

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	96,309,310	14,700,000	—	111,009,310

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 14,700,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,726	37	—	8,763

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 37株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	株式会社キムラタン第9回新株予約権	普通株式	8,700,000	—	8,700,000	—	—
	株式会社キムラタン第10回新株予約権	普通株式	6,000,000	—	6,000,000	—	—
	株式会社キムラタン第11回新株予約権	普通株式	—	4,300,000	—	4,300,000	7,869
	株式会社キムラタン第12回新株予約権	普通株式	—	3,000,000	—	3,000,000	1,260
	株式会社キムラタン第13回新株予約権	普通株式	—	2,000,000	—	2,000,000	140
合計			14,700,000	9,300,000	14,700,000	9,300,000	9,269

(注) 1 株式会社キムラタン第11、12、13回新株予約権の目的となる株式の数の内、増加については、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。また当連結会計年度末における新株予約権の数は93,000個であります。

2 変動事由の概要

第9、10回新株予約権の減少は、買入償却によるものであります。

第11、12、13回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,009,310	9,654,200	—	120,663,510

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 7,994,200株

新株予約権行使による増加 1,660,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,763	5	—	8,768

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 5株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	株式会社キムラタン第11回新株予約権	普通株式	4,300,000	—	—	4,300,000	7,869
	株式会社キムラタン第12回新株予約権	普通株式	3,000,000	—	—	3,000,000	1,260
	株式会社キムラタン第13回新株予約権	普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000	140
	株式会社キムラタン第14回新株予約権	普通株式	—	4,837,000	—	4,837,000	5,030
	株式会社キムラタン第15回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)	普通株式	—	14,913,500	1,660,000	13,253,500	4,506
合計			9,300,000	29,050,500	1,660,000	27,390,500	18,805

(注) 1 株式会社キムラタン第14回新株予約権及び第15回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の目的となる株式の数の内、増加については、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。また当連結会計年度末における新株予約権の数は273,905個であります。

2 変動事由の概要

第14回新株予約権及び第15回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の増加は、発行によるものです。

第15回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の減少は、新株予約権行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	472,236千円	266,445千円
定期預金	△42,281	△135,935
別段預金	△190	△190
現金及び現金同等物	429,763	130,318

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の取得により新たに中西株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳、並びに中西株式会社の株式の取得価額と中西株式会社取得による収入(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	675,726千円
固定資産	255,086 "
流動負債	△367,348 "
固定負債	△536,781 "
負ののれん発生益	△26,682 "
株式の取得価額	0千円
現金及び現金同等物	△193,183 "
差引：取得による収入	△193,183千円

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理ルールに従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

また、外貨建の営業債務については、為替変動リスクに晒されていますが、これをヘッジするために、為替予約取引を行っております。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、リスクヘッジ目的に限定し、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	472,236	472,236	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	676,701 △6,666		
	670,034	670,034	—
(3) 電子記録債権	8,971	8,971	—
(4) 有価証券 其他有価証券	13,534	13,534	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	19,806 △19,521		
	284	284	—
資産計	1,165,061	1,165,061	—
(6) 支払手形及び買掛金	128,000	128,000	—
(7) 短期借入金	306,615	306,615	—
(8) 未払金	184,715	184,715	—
(9) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 含む)	1,190,122	1,191,827	1,705
負債計	1,809,452	1,811,157	1,705
デリバティブ取引	851	851	—

※1 売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※2 破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	266,445	266,445	—
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	606,275 △8,097		
	598,178	598,178	—
(3)電子記録債権	9,441	9,441	—
(4)投資有価証券	14,525	14,525	—
(5)破産更生債権等 貸倒引当金(※2)	22,713 △22,444		
	269	269	—
資産計	888,859	888,859	—
(6)支払手形及び買掛金	377,092	377,092	—
(7)短期借入金	446,668	446,668	—
(8)未払金	128,401	128,401	—
(9)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 含む)	902,087	902,371	284
(10)リース債務	11,062	11,062	—
負債計	1,865,311	1,865,595	284
デリバティブ取引(※3)	14,528	14,528	—

※1 売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※2 破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されますが、一部の売掛金については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

(4)有価証券、投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5)破産更生債権等

これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

負 債

(6)支払手形及び買掛金、(7)短期借入金、並びに(8)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の買掛金は為替予約が振当処理されており、当該買掛金は円貨建買掛金と同様のものと扱っております(下記「デリバティブ取引」参照)。

(9)長期借入金、(10)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

デリバティブ取引

振当処理された為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
投資有価証券 非上場株式	7,000	7,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	472,236	—	—	—
受取手形及び売掛金	676,701	—	—	—
電子記録債権	8,971	—	—	—
合計	1,157,908	—	—	—

(注) 破産更生債権等は償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	266,445	—	—	—
受取手形及び売掛金	606,275	—	—	—
電子記録債権	9,441	—	—	—
合計	882,162	—	—	—

(注) 破産更生債権等は償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(注) 4 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	306,615	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	285,611	202,903	159,544	321,036	78,988	142,040

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	446,668	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	202,903	159,544	320,202	78,988	88,350	52,100

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	買掛金	60,009	—	(注) 2
	買建				
	米ドル				
	為替予約取引	買掛金(予定取引)	105,008	—	851
	買建				
	米ドル				
合計			165,017	—	851

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	買掛金	74,300	—	(注) 2
	買建				
	米ドル				
	為替予約取引	買掛金(予定取引)	512,257	30,180	14,528
	買建				
	米ドル				
合計			586,558	30,180	14,528

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 確定拠出制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、前連結会計年度12,354千円、当連結会計年度13,191千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	342,305千円	453,576千円
貸倒引当金	7,529千円	10,170千円
ポイント引当金	2,448千円	2,264千円
差入保証金	740千円	740千円
棚卸資産	9,114千円	15,303千円
減損損失	8,972千円	32,933千円
繰延ヘッジ損益	3,362千円	—千円
その他	4,041千円	5,498千円
繰延税金資産小計	378,514千円	520,487千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△342,305千円	△453,576千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,209千円	△66,911千円
評価性引当額(注)1	△378,514千円	△520,487千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円
繰延税金負債		
土地時価評価差額	△2,977千円	△2,977千円
その他有価証券評価差額金	—千円	△33千円
繰延ヘッジ損益	△3,623千円	△4,623千円
繰延税金負債合計	△6,600千円	△7,633千円
繰延税金資産負債純額	△6,600千円	△7,633千円

(注) 1. 評価性引当額が141,972千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を111,271千円を認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	42,469	—	3,265	51,465	245,104	342,305千円
評価性引当額	—	42,469	—	3,265	51,465	245,104	342,305 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	42,469	—	—	55,402	87,896	267,807	453,576千円
評価性引当額	42,469	—	—	55,402	87,896	267,807	453,576 〃
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— 〃

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため記載を省略しております。

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社では、「アパレル事業」及び「その他事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「アパレル事業」は、ベビー・子供服及び雑貨関連製品の企画・製造・販売を行っております。「その他事業」は、新規事業として2018年3月より開始した保育園事業が含まれております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注) 1
	アパレル事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,995,839	46,776	4,042,615	—	4,042,615
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,995,839	46,776	4,042,615	—	4,042,615
セグメント損失(△)	△587,796	△34,234	△622,031	—	△622,031
セグメント資産	2,954,914	43,736	2,998,650	—	2,998,650
その他の項目					
減価償却費	26,440	1,286	27,727	—	27,727
減損損失	13,402	—	13,402	—	13,402
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	38,531	1,386	39,918	—	39,918

(注) 1 セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2 セグメント負債については、意思決定に使用していないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額 (注)1
	アパレル事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,850,319	66,451	4,916,770	—	4,916,770
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,850,319	66,451	4,916,770	—	4,916,770
セグメント損失(△)	△441,387	△15,988	△457,375	—	△457,375
セグメント資産	2,725,135	73,643	2,798,779	6,898	2,805,678
その他の項目					
減価償却費	23,049	1,125	24,175	—	24,175
減損損失	80,753	8,400	89,153	—	89,153
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	23,011	2,405	25,416	—	25,416

(注) 1 セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2 セグメント負債については、意思決定に使用していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
イオンリテール(株)	1,187,535	アパレル事業

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
イオンリテール(株)	1,240,659	アパレル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、2019年3月11日付で中西株式会社の全株式を取得し完全子会社化としたことにより、当連結会計年度において26,682千円の負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該負ののれん発生益(特別利益)は特定の報告セグメントに係るものではありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	浅川岳彦	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接0.0%	債務被保証 ※	当社銀行借入に対する 債務被保証	168,170	—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

※当社は兵庫県信用保証協会保証の金融機関借入残高168,170千円に対して、代表取締役より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主	㈱レゾンディ レクション	尼崎市 御園町	80,000	企業再生	(被所有) 直接12.2%	融資受入※1 役員の兼任※2	資金の借入	50	短期借入金	50
							利息の支払	0	未払費用	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. ㈱レゾンディレクションは、当社代表取締役清川浩志が代表取締役を務める会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清川浩志	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接5.3% 間接12.2%	資金の借入 利息の支払 ※1	資金の借入 利息の支払	150,000 700	短期借入金 未払費用	150,000 700
役員	浅川岳彦	—	—	当社取締役	(被所有) 直接0.0%	債務被保証 ※2	当社銀行借入に対する 債務被保証	162,062	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 当社は金融機関借入残高162,062千円に対して、取締役より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	9.52円	6.37円
1株当たり当期純損失金額(△)	△6.15円	△5.04円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△654,402	△580,825
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△654,402	△580,825
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,449	115,303

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,065,497	787,774
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,269	18,805
(うち新株予約権(千円))	9,269	18,805
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,056,228	768,969
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	111,000	120,654

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	306,615	446,668	1.17	—
1年以内に返済予定の長期借入金	285,611	202,903	1.30	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	2,765	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	904,511	699,184	1.30	2021年6月10日～ 2029年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	8,296	—	2024年4月16日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,496,737	1,359,817	—	—

(注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース資産総額に重要性が乏しいと認められることから、利息相当額を含むリース料総額をリース債務に計上しているため、記載をしておりません。

3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	159,544	320,202	78,988	88,350

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,067,104	2,172,539	3,554,151	4,916,770
税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△144,889	△298,426	△427,338	△573,402
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△145,823	△300,342	△430,625	△580,825
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△1.31	△2.69	△3.78	△5.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△1.31	△1.38	△1.1	△1.25

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	230,658	13,270
受取手形	※2 1,589	155
電子記録債権	8,170	6,800
売掛金	※1 493,206	※1 388,614
商品及び製品	※1 1,100,707	※1 1,226,329
仕掛品	50	2,921
原材料及び貯蔵品	31,334	39,284
前渡金	4,007	71,449
前払費用	9,458	16,354
その他	45,544	56,913
貸倒引当金	△970	△2,978
流動資産合計	1,923,758	1,819,115
固定資産		
有形固定資産		
建物	※3 29,129	4,576
減価償却累計額	△2,714	△4,576
建物（純額）	26,414	-
機械及び装置	786	786
減価償却累計額	△786	△786
機械及び装置（純額）	0	-
工具、器具及び備品	※3 243,435	209,269
減価償却累計額	△201,302	△209,269
工具、器具及び備品（純額）	42,133	-
有形固定資産合計	68,547	-
無形固定資産		
商標権	79	-
ソフトウェア	12,838	-
ソフトウェア仮勘定	1,004	-
無形固定資産合計	13,922	-
投資その他の資産		
投資有価証券	7,000	7,000
関係会社株式	61,751	66,428
破産更生債権等	19,806	22,713
長期前払費用	9,872	4,689
その他	34,394	27,209
貸倒引当金	△23,635	△30,260
投資その他の資産合計	109,188	97,780
固定資産合計	191,658	97,780
資産合計	2,115,416	1,916,896

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	96,383	106,903
短期借入金	※1 204,584	※1 203,000
株主、役員又は従業員からの短期借入金	-	205,000
1年内返済予定の長期借入金	90,958	29,088
未払金	232,411	177,620
未払費用	13,134	12,875
未払法人税等	10,697	11,941
預り金	7,895	9,299
ポイント引当金	8,000	7,400
その他	747	754
流動負債合計	664,812	763,883
固定負債		
長期借入金	374,070	342,558
資産除去債務	424	1,525
その他	260	2,619
固定負債合計	374,755	346,703
負債合計	1,039,567	1,110,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,738,053	1,883,656
資本剰余金		
資本準備金	1,056,135	1,201,738
資本剰余金合計	1,056,135	1,201,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,723,959	△2,299,599
利益剰余金合計	△1,723,959	△2,299,599
自己株式	△4,238	△4,238
株主資本合計	1,065,989	781,557
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	590	5,946
評価・換算差額等合計	590	5,946
新株予約権	9,269	18,805
純資産合計	1,075,849	806,309
負債純資産合計	2,115,416	1,916,896

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	4,059,644	3,863,606
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,229,792	1,100,707
当期商品仕入高	1,746,743	1,755,805
当期製品製造原価	230,976	269,791
他勘定振替高	※1 20,012	※1 2,286
商品及び製品期末たな卸高	1,100,707	1,226,329
売上原価合計	2,086,792	1,897,689
売上総利益	1,972,852	1,965,916
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	129,200	131,710
販売促進費	91,808	※1 106,729
ポイント引当金繰入額	12,747	13,570
給料及び手当	133,393	127,166
賞与	19,859	14,647
退職給付費用	7,336	7,352
賃借料	786,781	738,824
支払手数料	1,046,778	1,040,932
租税公課	15,031	18,355
減価償却費	25,369	15,344
貸倒引当金繰入額	△93	10,150
研究開発費	30,468	263
その他	261,526	210,884
販売費及び一般管理費合計	2,560,208	2,435,933
営業損失(△)	△587,355	△470,016
営業外収益		
受取利息	18	2
受取配当金	10	10
受取手数料	※2 3,600	※2 3,599
受取保険金	-	2,103
その他	4,766	6,777
営業外収益合計	8,394	12,493
営業外費用		
支払利息	8,837	10,965
株式交付費	6,297	8,395
借入手数料	-	1,000
その他	7,306	4,678
営業外費用合計	22,442	25,040
経常損失(△)	△601,403	△482,563

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※3 0	※3 292
たな卸資産評価損	※1 15,174	-
減損損失	13,402	89,153
本社移転費用	2,237	-
災害による損失	※1 5,758	※1 1,283
特別損失合計	36,573	90,729
税引前当期純損失(△)	△637,977	△573,293
法人税、住民税及び事業税	2,348	2,346
法人税等合計	2,348	2,346
当期純損失(△)	△640,326	△575,639

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	1,495,503	813,585	813,585	△1,083,633	△1,083,633	△4,237	1,221,216	
当期変動額								
新株の発行	242,550	242,550	242,550				485,100	
当期純損失(△)				△640,326	△640,326		△640,326	
自己株式の取得						△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	242,550	242,550	242,550	△640,326	△640,326	△0	△155,226	
当期末残高	1,738,053	1,056,135	1,056,135	△1,723,959	△1,723,959	△4,238	1,065,989	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,057	△6,057	12,330	1,227,489
当期変動額				
新株の発行				485,100
当期純損失(△)				△640,326
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,648	6,648	△3,061	3,587
当期変動額合計	6,648	6,648	△3,061	△151,639
当期末残高	590	590	9,269	1,075,849

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,738,053	1,056,135	1,056,135	△1,723,959	△1,723,959	△4,238	1,065,989
当期変動額							
新株の発行	145,603	145,603	145,603				291,207
当期純損失(△)				△575,639	△575,639		△575,639
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	145,603	145,603	145,603	△575,639	△575,639	△0	△284,432
当期末残高	1,883,656	1,201,738	1,201,738	△2,299,599	△2,299,599	△4,238	781,557

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	590	590	9,269	1,075,849
当期変動額				
新株の発行				291,207
当期純損失(△)				△575,639
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,355	5,355	9,536	14,892
当期変動額合計	5,355	5,355	9,536	△269,540
当期末残高	5,946	5,946	18,805	806,309

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社では、当事業年度において7期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当事業年度において4億70百万円の営業損失及び5億75百万円の当期純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、以下の対応策を着実に実行することで、当該状況を早期に解消し、業績及び財務体質の改善を目指してまいります。

1. 収益改善に向けた対応策

現下、国内経済の先行きは極めて不透明な状況にありますが、当社はこのような状況下にあっても利益を出せる体質へ変革し、徹底して体質強化を図るべく、損益分岐点の大幅な引き下げとより実現可能性の高い売上強化策を実行していくとともに、キャッシュ・フローの大幅改善、黒字化を目指してまいります。

(1) 損益分岐点の引下げ

①粗利率改善

2020年秋物よりブランドの統廃合、型数の絞込みを実施し、高コスト要因の排除と生産ロットの増加を図るとともに、現在進行している生産拠点シフトをさらに加速させ大幅な原価低減を図ってまいります。

②経費削減

店舗経費や配送料等の諸経費の削減に取り組み、上記の原価低減とともに変動費比率の引き下げを図ります。同時に、ブランドの統廃合による諸経費削減、本社人員配置の見直し等により、さらなる固定費削減に取り組んでいきます。

③店舗再構築

店舗のスクラップ&ビルドを加速させ、不採算要素を排除するとともに、単店舗当たりの顧客層の拡大等の取り組みにより店舗効率の向上を図り、業態としての収益性の改善につなげてまいります。

(2) 売上強化策の精度向上

①ブランド戦略

ブランド統廃合による効率化・コスト低減とともに、各ブランドのポジショニングの最適化を図るとともに、ブランディングの強化、商品企画の精度向上につなげてまいります。

さらに、昨年実施した新ブランド「n. o. u. s」の開発、「愛情設計」のリニューアルに一定の成果が見られたことを踏まえ、今後、乳児ブランドのリニューアル、既存ベビー・トドラーブランドの刷新に取り組み、顧客ニーズへの対応力を一層強化してまいります。

②店舗再構築

Baby Plazaにおいては、店舗立地、ロケーションに応じて取り扱いサイズの見直し・拡充を実施し、顧客数拡大による売上拡大を目指してまいります。

BOBSONショップにおいては、n. o. u. sやBiquette Clubなどの異なるテイストのブランド投入によりターゲット顧客層の拡大、女兒向けの品揃えの強化を図り売上増につなげてまいります。

③EC強化

リアル店舗とECの会員一元化を図り、顧客との接点を増やし購買機会の拡大につなげてまいります。

2020年度においては、ECサイトの機能強化に取り組み、顧客の買いまわり易さ、利便性の向上を図り、購買率の向上に努めてまいります。

さらに、SNSの活用やコンテンツの充実等、デジタル・マーケティングの強化にも努め、新規客の獲得と顧客の囲い込みを図ってまいります。

2. 財務体質の改善

(1) 在庫の削減とキャッシュ・フローの確保

前記の損益分岐点の大幅な引き下げ等の施策により、売上強化の精度向上、売上目標の実現可能性を高め、過去において目標と実績の乖離が在庫増を生み出した状況を解消し、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指してまいります。

(2) 運転資金確保

当社は、これまで、取引金融機関との緊密な関係維持に努めてまいりました。定期的に業績改善に向けた取組み状況等に関する協議を継続しており、今後も、必要な運転資金について取引金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 : 総平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のないもの : 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ
時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (1) 商品及び製品
 - 季節商品 : 個別法
 - 定番商品 : 総平均法
- (2) 仕掛品 : 個別法
- (3) 原材料及び貯蔵品 : 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物	10～18年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用の発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

7. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建買入債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

当社では、新型コロナウイルス感染症により、店舗の営業時間短縮や休業による売上の減少等の影響を受けております。

緊急事態宣言は解除されたものの収束時期等を予測することは困難であることから、当社では当該感染症による影響は一定期間続くと仮定し、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
売掛金	87,989千円	52,640千円
商品及び製品	1,072,945	1,185,273
合計	1,160,935	1,237,914

(2) 担保資産に対応する債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	200,000千円	200,000千円

※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	813千円	—千円

※3 圧縮記帳額

助成金により有形固定資産の取得価額から減額している圧縮記帳額及びその内訳は、次の通りであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	16,199千円	—千円
工具、器具及び備品	8,812	—
合計	25,012	—

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	—千円	1,002千円
たな卸資産評価損	15,174	—
災害による損失	4,838	1,283
合計	20,012	2,286

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取手数料	3,600千円	3,599千円

※3 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	0千円	292千円
機械及び装置	0	—
工具、器具及び備品	0	—
合計	0	292

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式66,428千円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式61,751千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	333,979千円	426,691千円
貸倒引当金	7,529千円	10,170千円
ポイント引当金	2,448千円	2,264千円
差入保証金	740千円	740千円
棚卸資産	9,114千円	7,449千円
減損損失	8,972千円	31,996千円
関係会社株式評価損	6,644千円	6,644千円
その他	4,041千円	5,278千円
繰延税金資産小計	373,470千円	491,235千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△333,979千円	△426,691千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△39,491千円	△64,544千円
評価性引当額	△373,470千円	△491,235千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△260千円	△2,619千円
繰延税金負債合計	△260千円	△2,619千円
繰延税金負債純額	△260千円	△2,619千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	29,129	5,812	30,365 (29,225)	4,576	4,576	2,708	—
機械及び装置	786	—	0 (0)	786	786	—	—
工具、器具及び 備品	243,435	2,317	36,484 (35,134)	209,269	209,269	9,316	—
有形固定資産計	273,351	8,129	66,849 (64,359)	214,632	214,632	12,025	—
無形固定資産							
商標権	500	—	41 (41)	458	458	37	—
ソフトウェア	45,734	6,290	14,136 (14,136)	37,887	37,887	4,991	—
ソフトウェア 仮勘定	1,004	1,101	2,106	—	—	—	—
無形固定資産計	47,238	7,391	16,284 (14,178)	38,345	38,345	5,029	—
長期前払費用	14,096	550	7,630 (3,547)	7,015	2,325	2,185	4,689

(注) 1 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	店舗設備	3,595
工具、器具及び備品	店舗什器	1,537
ソフトウェア	NET通販	2,480

3 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	店舗売場什器の減損損失に伴う減少	17,281
	保育園設備の減損損失に伴う減少	4,624
	本社等共用資産の減損損失に伴う減少	7,318
工具、器具及び備品	店舗売場什器の減損損失に伴う減少	28,000
	本社等共用資産の減損損失に伴う減少	4,186
ソフトウェア	NET通販関連システムの減損損失に伴う減少	5,006
	本社システム関連の減損損失に伴う減少	5,728

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	24,605	11,120	1,517	970	33,238
ポイント引当金	8,000	14,170	13,570	—	7,400

(注) 当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額および債権回収額等による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市淀川区西中島二丁目12番11号 日本証券代行株式会社大阪支店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式会社東京証券取引所が定める単元株の売買委託手数料相当額を買取った単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	電子公告による方法。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 ※公告掲載の当社ホームページアドレス http://www.kimuratan.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 1 単元未満株式の買取手数料に係る消費税等は別途申し受けることにしております。

2 当社は、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(3) 会社法第166条1項に掲げる権利。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度(第56期)	自 2018年4月1日	2019年6月27日
	至 2019年3月31日	近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2019年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第57期第1四半期	自 2019年4月1日	2019年8月6日
	至 2019年6月30日	近畿財務局長に提出
第57期第2四半期	自 2019年7月1日	2019年11月7日
	至 2019年9月30日	近畿財務局長に提出
第57期第3四半期	自 2019年10月1日	2020年2月10日
	至 2019年12月31日	近畿財務局長に提出

(4) 有価証券届出書(第三者割当増資、株式会社キムラタン第14回新株予約権の発行)及びその添付書類

2019年8月27日近畿財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(第三者割当増資、株式会社キムラタン第15回新株予約権の発行)及びその添付書類

2019年11月8日近畿財務局長に提出

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年6月27日近畿財務局長に提出

(7) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第56期)	自 2018年4月1日	2019年8月7日
	至 2019年3月31日	近畿財務局長に提出

(8) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第57期第2四半期	自 2019年7月1日	2019年11月8日
	至 2019年9月30日	近畿財務局長に提出

(9) 有価証券届出書の訂正届出書

2019年8月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書

2019年8月28日近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中 伸郎 ㊞

業務執行社員 公認会計士 大西 彰 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において7期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において4億57百万円の営業損失及び5億80百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キムラタンが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中 伸郎 ㊞

業務執行社員 公認会計士 大西 彰 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において7期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当事業年度において4億70百万円の営業損失及び5億75百万円の当期純損失を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清 川 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長清川浩志は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長清川浩志は、2020年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の概要については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価し、その評価結果を踏まえ評価対象とした業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標として、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、当該事業拠点における、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長清川浩志は、2020年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	株式会社キムラタン
【英訳名】	KIMURATAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清 川 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長清川浩志は、当社の第57期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。